

● 学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18-19条(平成24年4月1日改正)参考)



	対象疾患(潜伏期間)	出席停止期間の基準
第一種 感染症予防法 第6条に 規定する 一類並びに 二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種 空気感染 又は 飛沫感染 するもので、 児童生徒等の 罹患が多く、 学校において 流行を広げる 可能性が高い 感染症	インフルエンザ (1~2日)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで※ (症状が出た日を0日と計算。一日の中で発熱と平熱の両方があった場合は発熱日として計算。)
	百日咳(6~15日)	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで※
	麻疹(はしか)(10~12日)	解熱した後3日を経過するまで※
	流行性耳下腺炎(おたふく)(14~24日)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで※
	風しん(三日ばしか)(14~21日)	発疹が消失するまで※
	水痘(みずぼうそう) (11~20日)	全ての発疹が痂皮化するまで※
	咽頭結膜熱(プール熱) (5~6日)	主要症状消退した後2日経過するまで※
	結核 髄膜炎 細菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。		
第三種 学校教育活動 を通じ、学校 において流行 を広げる可能性 がある感染症	腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失し学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	対象疾患	登園の目安
その他の 感染症 必要であれば、 学校医の 意見を聞き、 第3種の 感染症 として 措置を とることが できる疾患	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	りんご病(伝染性紅斑)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
ウイルス性肝炎	病状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで	
頭ジラミ、水いぼ、とびひ	通常は、出席停止は必要ない	